# 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律施行令 （平成四年政令第三百四号）

#### 第一条（政令で定める産業廃棄物）

産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項第一号の環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定める産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下この条において「廃棄物処理令」という。）第六条第一項第三号イに規定する安定型産業廃棄物（次項において単に「安定型産業廃棄物」という。）とする。

##### ２

法第二条第二項第一号の環境に影響を及ぼすおそれのあるものとして政令で定める産業廃棄物は、安定型産業廃棄物及び廃棄物処理令第六条の五第一項第三号イ（１）から（７）までに掲げる産業廃棄物（次項において「遮断型産業廃棄物」という。）以外の産業廃棄物であって、廃棄物処理令第六条又は第六条の五第一項の規定により埋立処分を行うことができるものとする。

##### ３

法第二条第二項第一号の環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるものとして政令で定める産業廃棄物は、遮断型産業廃棄物とする。

#### 第二条（法第二条第二項第二号の政令で定める規模）

法第二条第二項第二号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

###### 一

焼却施設

###### 二

法第二条第二項第一号に規定する安定型最終処分場及び同号に規定する管理型最終処分場

###### 三

法第二条第二項第一号に規定する遮断型最終処分場

###### 四

法第二条第二項第一号に規定する建設廃棄物処理施設

#### 第三条（法第二条第四項の政令で定める埋立地）

法第二条第四項の政令で定める埋立地は、法第十一条の特定周辺整備地区の指定の時において、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第二項の竣しゆん  
功認可の告示があった日から十年を経過した埋立地（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項及び第六項の港湾施設の用に供する埋立地その他の港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に密接に関連する埋立地並びにその他の埋立地で港湾管理者又は港湾管理者の出資に係る法人が所有するものを除く。）とする。

#### 第四条（法第十一条第一項の政令で定める公共の用に供する施設）

法第十一条第一項の政令で定める公共の用に供する施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定によりその整備に関する工事を都道府県知事又は市町村長が行う施設とする。

###### 一

土地改良施設

###### 二

河川

###### 三

砂防設備

###### 四

地すべり防止施設

###### 五

ぼた山崩壊防止施設

###### 六

海岸保全施設

###### 七

一般国道

#### 第五条（法第二十七条第一号の政令で定める再生資源）

法第二十七条第一号に規定する再生資源であって政令で定めるものは、古紙、カレット、コンクリートの塊及びアスファルト・コンクリートの塊とする。

#### 第六条（再生の処理を行う産業廃棄物処理施設）

法第二十七条第一号の政令で定める産業廃棄物処理施設は、次のとおりとする。

###### 一

古紙に係る産業廃棄物処理施設にあっては、当該古紙の全部又は大部分を紙の原料にする再生の処理を行うものであって、当該紙の原料が専ら紙製造業に属する事業を行う者により使用されることとなるもの

###### 二

カレットに係る産業廃棄物処理施設にあっては、当該カレットの全部又は大部分をガラス容器の原料にする再生の処理を行うものであって、当該ガラス容器の原料が専らガラス容器製造業に属する事業を行う者により使用されることとなるもの

###### 三

コンクリートの塊又はアスファルト・コンクリートの塊に係る産業廃棄物処理施設にあっては、当該コンクリートの塊又はアスファルト・コンクリートの塊の全部又は大部分を建設資材にする再生の処理を行うものであって、当該建設資材が専ら建設業に属する事業を行う者により使用されることとなるもの

#### 第七条（権限の委任）

法第四条から第十一条までに規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この政令は、法の施行の日（平成四年九月二十五日）から施行する。

# 附　則（平成五年一二月三日政令第三八五号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成五年十二月十五日）から施行する。

# 附　則（平成九年一一月二八日政令第三四二号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、河川法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成九年十二月一日）から施行する。

# 附　則（平成一二年六月二日政令第二四三号）

この政令は、平成十二年十月一日から施行する。

##### ２

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一二年六月七日政令第三一三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附　則（平成一二年七月二四日政令第三九一号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年一〇月一八日政令第四五七号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、河川法の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年十月二十日）から施行する。

# 附　則（平成二七年一一月一一日政令第三七六号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日又は平成二十八年四月一日のいずれか早い日から施行する。

#### 第二条（廃水銀等の硫化施設に関する経過措置）

前条ただし書に規定する規定の施行の際現にこの政令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十号の二に掲げる産業廃棄物の処理施設を設置している者は、当該処理施設について廃棄物の処理及び清掃に関する法律（次項において「法」という。）第十五条第一項の許可を受けたものとみなす。

##### ２

前項の規定により法第十五条第一項の許可を受けたものとみなされた者は、前条ただし書に規定する規定の施行の日から三月以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第二十七条第一項に規定する市にあっては、市長）に届け出なければならない。

#### 第三条（罰則に関する経過措置）

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。